

商業施設等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の7、68の24、旧措法44の7、68の24）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（十五） 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

商業施設等の区分	1	44条の7第1項表( )号 68条の24第1項表( )号 旧44条の7第1項表( )号 旧68条の24第1項表( )号	44条の7第1項表( )号 68条の24第1項表( )号 旧44条の7第1項表( )号 旧68条の24第1項表( )号	44条の7第1項表( )号 68条の24第1項表( )号 旧44条の7第1項表( )号 旧68条の24第1項表( )号			
共同利用施設等の種類等	2						
共同利用施設等の名称	3						
共同利用施設等の用途	4						
取得等年月日	5	平・	平・	平・			
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・			
共同利用施設等の取得価額	7	円	円	円			
同上のうち商業施設等に該当する部分の取得価額	8						
特別償却率	9	$\frac{8 \text{又は} 12}{100}$	$\frac{8 \text{又は} 12}{100}$	$\frac{8 \text{又は} 12}{100}$			
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円			
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金			
適用要件等	認定計画の認定等の年月日	12	平・	平・			
	建附物属及設備の	建物の床面積	13	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		専用特定事業供用部分の建物の床面積	14				
		床面積割合 $\frac{(14)}{(13)}$	15	%	%		
	その他参考となる事項	16					
<b>適用法人の保有割合等の判定</b>							
民法34条法人等の場合	拠出金額の総額	17	円	左記	発行済株式の総数又は出資金額	22	円
	2以上の地方公共団体の拠出金額	18		以外	地方公共団体等の保有株式数又は出資金額	23	
	保有割合 $\frac{(18)}{(17)}$	19	%	の	保有割合 $\frac{(23)}{(22)}$	24	%
	一の地方公共団体の拠出金額	20	円	法	中小小売商業者等の株主等の割合	25	
	保有割合 $\frac{(20)}{(17)}$	21	%	人	株式数又は出資金額の最も多い株主等の名称	26	

## 特別償却の付表（十五）の記載の仕方

- 1 この付表（十五）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の7《商業施設等の特別償却》若しくは平成15年改正前の租税特別措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第44条の7《商業施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の24《商業施設等の特別償却》若しくは平成15年旧措置法第68条の24《商業施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、商業施設等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「商業施設等の区分1」は、措置法第44条の7第1項の表若しくは第68条の24第1項の表（以下これらの表を「表」といいます。）の各号又は平成15年旧措置法第44条の7第1項の表若しくは第68条の24第1項の表（以下これらの表を「旧表」といいます。）の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、( )内には、それぞれ表又は旧表の該当号を記載してください。
- 3 「共同利用施設等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、表又は旧表の各号の中欄に掲げる共同利用施設、店舗用の建物、倉庫用の建物等の適用対象資産（以下「共同利用施設等」といいます。）の種類、構造、細目等を記載します。
- 4 「共同利用施設等の名称3」には、共同利用施設等に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「共同利用施設等の用途4」には、例えば「店舗用」、「倉庫用」、「小売商業用」等の用途を記載します。
- 6 「共同利用施設等の取得価額7」には、共同利用施設等の取得価額を記載します。

ただし、その共同利用施設等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「同上のうち商業施設等に該当する部分の取得価額8」には、共同利用施設等のうち措置法第44条の7第1項（又は第68条の24第1項）に規定する「商業施設等」に該当する部分の取得価額を記載します。
- 8 「特別償却率9」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
  - (1) 商業施設等が表の第1号及び旧表の第3号の資産で公衆の利便を図るための一定のものに該当する場合、表の第5号の商業基盤施設に含まれる資産で一定の証明がされたものに該当する場合並びに表の第9号の商業基盤施設に含まれる資産で一定の証明がされたものに該当する場合…「12」
  - (2) 上記(1)の場合以外の場合…「8」
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その商業施設等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「認定計画の認定等の年月日12」には、表の各号に掲げる計画の認定等を受けた年月日を記載します。
- 11 (13)欄から(15)欄までの各欄は、表の第6号の規定を適用する場合に限り、次のとおり記載します。
  - (1) 「建物の床面積13」には、表の第6号の規定を適用する店舗用又は倉庫用の建物の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積を除きます。）を記載します。
  - (2) 「専用特定事業供用部分の建物の床面積14」には、上記(1)の「建物の床面積13」のうち、専ら中小食品販売業者又は中小小売業者等の営む事業の用に供される部分の床面積を記載します。
- 12 「民法34条法人等の場合」の各欄は、民法第34条の規定により設立された法人が表の第9号若しくは旧表の第3号の規定を適用する場合又は中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号に掲げる公益法人が表の第5号の規定を適用する場合に限り、記載します。

「一の地方公共団体の拠出金額20」には、地方公共団体のうち拠出金額の最も多い地方公共団体の拠出金額を記載します。
- 13 「左記以外の法人の場合」の各欄は、上記12の民法34条法人等以外の法人が表の第5号、第6号、第8号、第9号又は旧表の第3号の規定を適用する場合に限り、次のとおり記載します。
  - (1) 「地方公共団体等の保有株式数又は出資金額23」には、適用する表の各号の区分に応じ、次の法人の保有株式数又は出資金額を記載します。
    - ① 表の第5号又は旧表の第3号…地方公共団体及び中小企業総合事業団
    - ② 表の第6号…国、地方公共団体又は特別の法律によって設立された法人
    - ③ 表の第8号…法人税法別表第一第一号に掲げる法人若しくは特別の法律により設立された法人で法令の規定に基づき国若しくは法人税法別表第一第一号に掲げる法人から出資を受けて出資業務を行うもの、又は地方公共団体のうち保有株式数若しくは出資金額の最も多い地方公共団体
    - ④ 表の第9号…地方公共団体、又は地方公共団体のうち保有株式数又は出資金額の最も多い地方公共団体
  - (2) 「中小小売業者等の株主等の割合25」には、適用する表の各号の区分に応じ、法人の株主等の総数のうち次の株主等の数の占める割合を記載します。
    - ① 表の第5号、第6号又は旧表の第3号…中小小売業者等又は商店街振興組合等
    - ② 表の第9号…中小食品小売業者又は事業協同組合等